

▽農産物を出荷したかたは、出荷証明書や販売代金の精算書など、収入金額がわかる書類。

譲渡所得があるかたは

譲渡所得の申告相談は税務署で指定された日に行つてください。なお、譲渡所得のほかに農業所得もあって、農業所得分だけを事前に相談したいかたは、税務署の指定する日の前に市県民税の申告相談会場へおいでください。

市県民税の申告相談日

相談期間は、二月一日から三月十五日までです。最初に農業所得があるかたで、税務署から確定申告書が送られたかたを対象に、下記の日程で申告相談を行います。どうぞ通知書の指定日にご来場ください。指定日に都合の悪いかたは、相談期間中で都合のつく日をおいでください。



期日	相談受付区域
2／1(月)	下川沿地区
2(火)	二井田地区
3(水)	上川沿・大館地区
4(木)	真中・大館地区
5(金)	長木地区
8(月)	十二所地区
9(火)	花岡・矢立地区
10(水)	糸迦内地区

会場 中央公民館第一、二研修室(一階)

受付時間 9時から16時まで
※このあと詳しい日程は広報の次号でお知らせします。

申告へ持参するもの

△申告書と印鑑

△10年中に支払った生命保険料(個人年金保険料を含みます)や損害保険料の控除証明書(保険会社で発行します)。

所得税の確定申告は
2月15日から3月15日まで



税務課市民税係 ☎ 49-3111
(内線232・233)

期限までに申告をしなかつたり、誤った申告をしたりすると、控除が一部できなくなるほか、所得証明書も発行できません。自分の所得について最も知っているのは、納税者の皆さん自身です。期限内に正しい申告をしましょう。

お問い合わせは

期間内に正しい申告

△營業所得や不動産所得があつたかたは、申告書と一緒に送られた収支計算書(記入して持参ください)と帳簿などの関係書類。

△給与所得や年金所得があつたかたは、源泉徴収票。

△その他、必要と思われる領収書や証明書など。

十年分の所得税の確定申告は二月十五日から三月十五日までです。

サラリーマンでも次のかたは確定申告をしなければなりません。

- ・給与の年収が2,000万円を超えるかた。
- ・給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超えるかた。
- ・給与を2か所以上から受けているかた。

また、確定申告をすると次のような場合には源泉徴収された所得税が還付される場合がありますと、市県民税の申告は必要ありません。

ます。

- ・住宅をローンなどで取得した場合。
- ・多額の医療費を支払った場合。
- ・災害や盗難に遭った場合。
- ・年の途中で退職し、再就職していない場合。

所得税の確定申告についてのお問い合わせは

大館税務署 ☎ 42-0671